

## 児童虐待は人権侵害です！！

「しつけのつもり」「子どものためにやっている…」と自分で思っている子どもが傷ついていればそれは「虐待」です！  
児童虐待は、主に4つに分けられます。



子どもが傷ついて  
いればそれは全て  
虐待です！

### ・ 身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をすることです。

- 例** ・ 殴る、蹴る ・ 物を投げ当てる  
・ 熱湯をかける ・ 首を絞める

### ・ 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させることです。

- 例** ・ 性的なものを見せる  
・ 性的行為の強要

### ・ ネグレクト（養育の怠慢・拒否）

子どもの心身の健やかな発達を損なう養育の怠慢、子どもの安全に対する無関心をいいます。

- 例** ・ 適切な食事を与えない  
・ 不潔な環境で生活させる  
・ 家などに閉じ込める

### ・ 心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為のことです。子どもの目の前でドメスティックバイオレンス（DV）や、夫婦げんかを見せることも同様です。

- 例** ・ 言葉で脅かす  
・ 無視する、拒否する  
・ 子どもの目の前で  
配偶者へ暴力をふるう

## 子どもを虐待から守るためには

地域の子どもの様子がおかしい、虐待かな？と思ったら、迷わず担当窓口にご連絡ください。連絡をした人が特定されないよう、秘密は厳守します。その連絡が子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。子どもたちからの相談も受け付けています。虐待の悩みがあればすぐにご相談ください。※匿名でのお問い合わせも受け付けます。

- 問** ・ 総合保健福祉施設やまびこ 保険福祉係 ☎83-2408  
・ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(イチヤハヤク)

